

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので公告する。

令和 5 年 3 月 17 日

公益社団法人 島根県林業公社

理事長 松 尾 秀 孝

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和 5 年度島根県林業公社公用車賃貸借 軽四輪自動車（新車） 1 台

(2) 入札案件の仕様等

別添「応札車両仕様書兼チェックシート」のとおり

(3) 納入期限

令和 5 年 4 月 27 日（木）

ただし、メーカーの生産状況等により納入期限までに納車できない場合、代車（無償、4WD）を提供することが可能な場合に限り、納入期限を延長することができるものとする。

(4) 納入場所

公益社団法人島根県林業公社

松江市黒田町 432-1

(5) 入札方法

① 郵便入札による。

② 入札金額は、月額賃借料とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため島根県が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借り入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、松江市内に本店、支店又は営業所があり、入札参加資格者名簿の営業種目に大分類「車両船舶類」小分類「車両類」かつ備考（取扱品目）に自動車、普通小型乗用車等が登録されている者であること。

(5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 契約条項を示す場所、担当する課の名称及び問合せ先

公益社団法人島根県林業公社 総務企画課

〒690-0876 島根県松江市黒田町 432-1 島根県土地改良会館 3 階

電話：0852-32-3185 FAX：0852-21-4375

電子メール：soumuk@forestry-shimane.or.jp

4 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付場所

ア 3 の場所

イ 島根県林業公社ホームページ上 (www.forestry-shimane.or.jp)

(2) 入札説明会

実施しない。

5 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和 5 年 3 月 24 日（金）午後 5 時 15 分までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

6 入札書の提出期限及び開札日時等

(1) 入札書の提出期限及び場所

ア 提出期限 令和 5 年 3 月 31 日（金）午後 5 時 15 分まで

イ 場所 3 の場所

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 4 月 3 日（月）午前 10 時

イ 場所 3 の場所

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金は免除する。

ただし、入札保証金の免除に関する誓約書を提出すること。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

ただし、契約保証金の免除に関する誓約書を提出すること。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

ア 入札に参加することができない者が入札をしたとき。

イ 入札に関する条件に違反したとき。

ウ 入札に際して連合その他の不正の行為があったとき。

エ 同一人が、同一事項について2以上の入札をしたとき。

オ 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札したとき。

カ 入札者の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である等により必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

キ 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

ク 入札書が鉛筆により記載されているとき。

ケ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県林業公社総務企画課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。